

8 東彼杵町告示第16号

東彼杵町心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年2月5日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱（昭和56年告示第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>[削除]</p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 助成対象者は協力機関が運行するタクシーを利用したとき、<u>1回の乗車につき利用券1枚を使用できるものとする</u> _____。</p> <p>2 <u>前項の場合において、利用者は利用券を運転者に提出し、乗車料金から第5条に規定する助成額を差し引いた額を支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>本人が乗車するとき以外は使用してはならない。</u></p>	<p>(交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>利用券は1回の乗車につき1枚使用するものとし、本人が乗車するとき以外は使用してはならない。</u></p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 助成対象者_____が_____福祉タクシーを利用したとき、_____利用券とともに乗車タクシーの乗車料金からタクシー基本料金を差引いた額を運転者に支払うものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

様式第2号

(表)

心身障害者タクシー利用券

(交付番号)	(氏名)
金額	
有効年月日	

東彼杵町長 印

(裏)

タクシー運転者の方へのお願い

1. この利用券とともに、乗車料金から表の金額を差し引いた額を受け取ってください。
2. この利用券は、会社等の事務所に提出してください。

様式第2号

様式第2号

表 紙

心身障害者福祉タクシー利用券

東彼杵町

交付番号	
氏名	
住所	

発行年月日 年 月 日  
有効年月日 年 月 日

注意事項

1. 再発行はできません。
2. 本人が乗車する時以外は、使用できません。
3. この利用券は、1回の乗車につき1枚しか使用できません。

表紙の裏

協力機関及び住所（電話）

[削除]

様式第2号の2

様式第2号の2

表

交付番号	
心身障害者福祉タクシー利用券	
乗車日	年 月 日
乗車区間	～
金額	¥
発行年月日	年 月 日
有効年月日	年 月 日
東彼杵町長 印	

裏

タクシーの運転者の方へのお願い
1 この利用券とともに、乗車料金から表の金額を差し引いた額を受取つてください。
2 この利用券は、会社等の事務所に提出してください。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。